

# 鹿児島県における建築確認申請等の電子申請について

令和8年4月1日から「建築確認申請」を電子申請したものに限り「中間検査申請」、「完了検査申請」、「各種届出等」に係る電子申請の受付を開始します。  
「建築確認申請」に係る電子申請の受付は令和8年1月5日から開始済。

## 1. 電子申請の方法

電子申請においては、一般財団法人建築行政情報センター(以下、ICBAという。)の「電子申請受付システム」を使用します。

[ICBA電子申請受付システム](#) (外部サイトへリンク)

システムを初回利用の方はアカウント登録が必要です。

また、操作説明については、[ICBAのHP](#) (外部サイトへリンク)に掲載の電子申請受付システム操作説明書(申請者向け)をご確認ください。

## 2. 対象となる手続き

鹿児島県所管(※1)の建築物・工作物・昇降機に係る建築基準法及び建築基準法施行細則に基づく以下の申請について、電子申請が可能です。

なお、確認申請または計画通知を電子申請したものについては、その後の手続きを全て電子申請で行ってください。

- ・確認申請及び計画通知
- ・計画変更確認申請及び計画変更通知
- ・中間検査及び完了検査
- ・工事完了届出(用途変更)
- ・設計変更届出(軽微な変更), 名義変更届出, 地名地番変更届, 工事監理者・工事施工者(変更)届出, 工事とりやめ届出, 建築物等確認申請書取下届出及び施工状況報告書(※2)

(※1)鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市の建築主事がかさどる建築物等を除く。

(※2)以下「各種届出等」という。

## 3. 電子申請の申請先

電子申請にあたっては、建築予定地を所管する地域振興局等を申請先とする必要があります。申請先に誤りがある場合、受付ができませんので、ご注意ください。

申請先一覧は別紙のとおり

## 4. 電子申請における手数料の納付

電子申請における手数料の納付は、「鹿児島県収入証紙」または「キャッシュレス決済」での納付となります。キャッシュレス決済については、県HPをご確認ください。

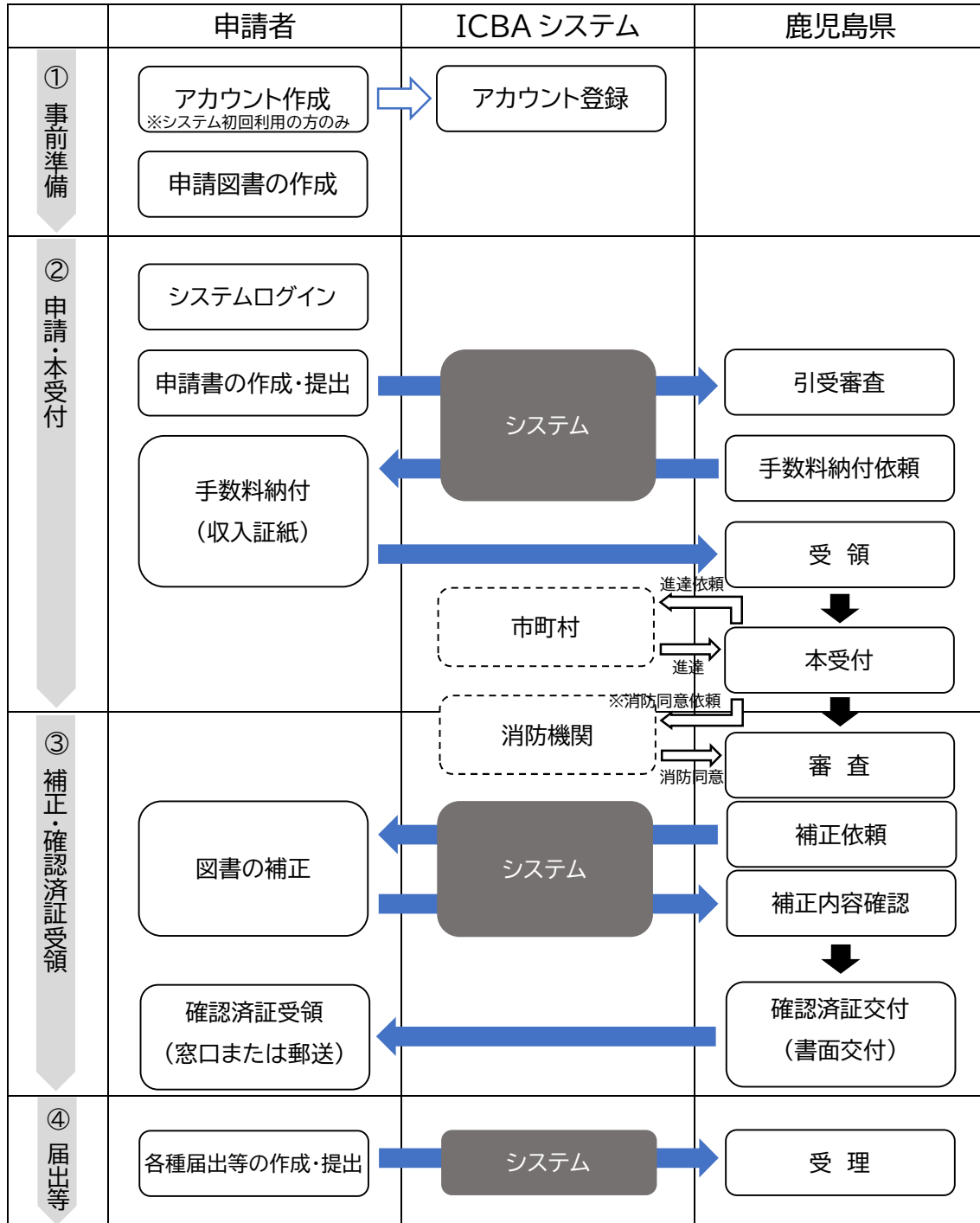
事前審査の完了後、手数料の納付案内を行います。

## 5. 浄化槽審査書について

浄化槽を設置する場合、従来の浄化槽審査書(複写式)のスキマデータ(PDF)及び添付図書(配置図, 認定書等)をシステムにアップロードしてください。その際は法定検査申込後の浄化槽審査書をスキャンしてください。

## 6. 電子申請の流れ

### ○ 確認申請等

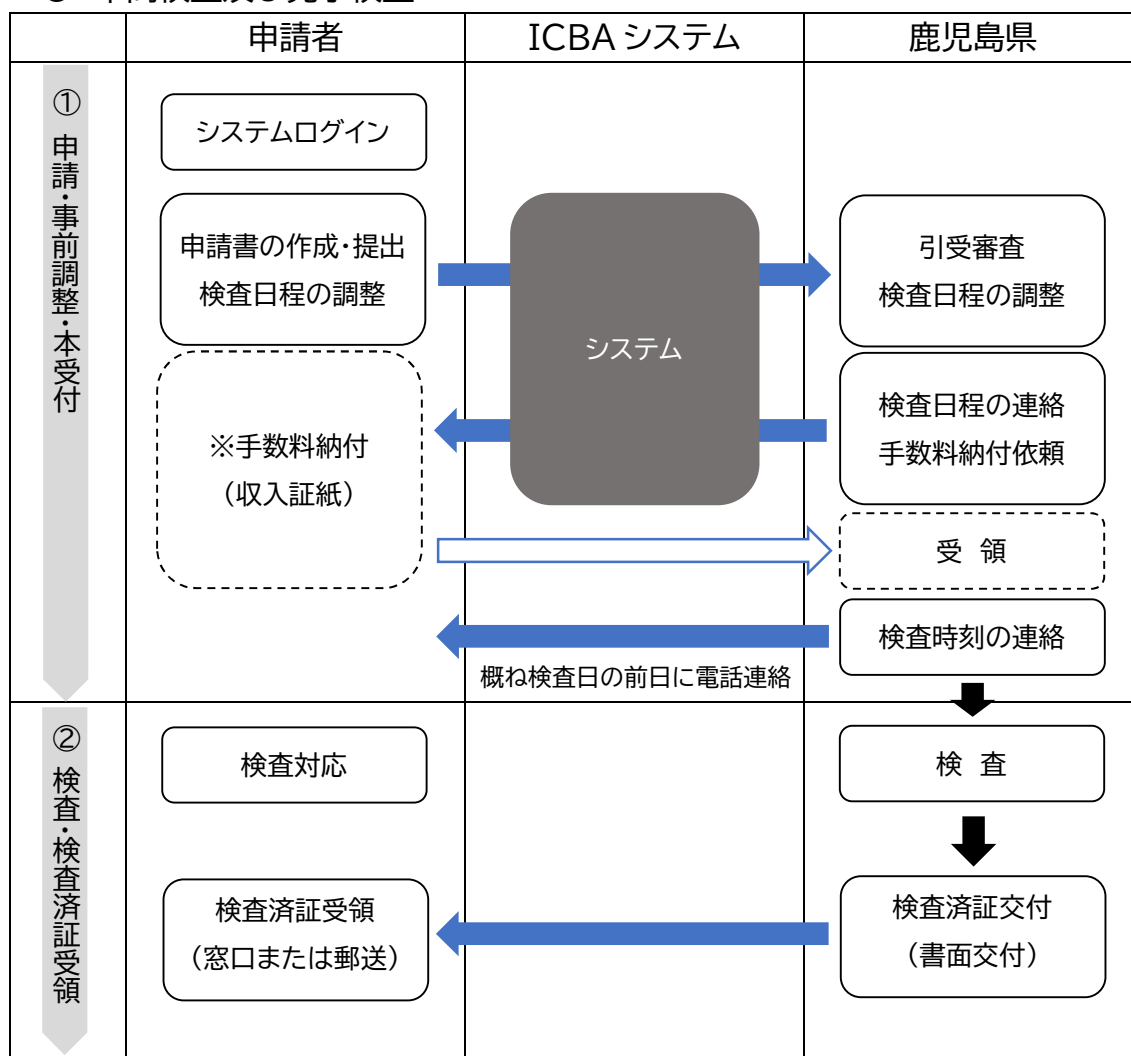


※消防同意が不要の場合、別途消防通知を行います。

※各種届出等については、システムにおける「各種届等追加」により行ってください。

なお、細則に基づく様式や添付書類については、添付ファイルにアップロードしてください。

○ 中間検査及び完了検査



※原則手数料納付を確認した後、申請を受付します。

## 7. 電子申請におけるその他の注意点

### 7-1. 受理日について

電子申請においては、手数料納付が確認できた日を「受理日」とします。

手数料が生じない各種届出等については、県が引受承諾した日を「受理日」とします。

### 7-2. 確認済証及び検査済証の交付について

確認済証等は当面の間、従来の紙申請と同様に書面による交付とします。

郵送による交付を希望される場合は、レターパック等の信書を送付する事が可能な返信用封筒を申請先へお送りください。

### 7-3. 副本の返却について

電子申請受付システムに保存されたデータを、申請者がダウンロードすることをもって、副本の返却とします。

#### 7-4. 提出書類について

電子申請の場合の提出書類は以下のとおりです。

提出書類	備考
1. 申請図書	ファイル名で図面の内容が分かるようにしてください。 (例)番号は 01～ A-01_設計概要, 付近見取図 A-12_建具表 S-03_軸組図 E-04_照明器具リスト M-05_衛生器具リスト ※原則1ファイル1図面
2. 添付書類, 計算書等	(例:確認申請時) 構造計算書 N 値計算書 省エネ適判通知書 盛土規制法に基づく許可証 (例:完了検査時) 構造耐力上主要な部分等の工事写真※1 省エネ工事監理報告書※2
3. 委任状(任意様式)	
4. 建築計画概要書第三面 ※3	第三面の付近見取図・配置図のみ
5. 建築工事届 ※3	
6. 浄化槽審査書 ※3	法定検査申込後の書類のスキャンデータ 設置しない場合は添付不要

※1 完了検査の特例の適用を受けようとする場合、建築基準法施行規則第4条第1項第2号の規定に基づき、屋根の小屋組、軸組、基礎の配筋等の工事写真を提出してください。

※2 省エネ適判を受けた建築物の完了検査申請においては、省エネ適判に要した図書や省エネ工事監理報告書等を提出してください。

※3 4～6は確認申請及び計画通知の場合のみ必要です。

#### 7-5. 申請提出時のエラーについて

申請書の未入力の項目が表示されますが、必要な項目を入力している場合は当該エラーを無視して構いません。

### 8. 電子申請に係る問合せ先

鹿児島県土木部建築課計画指導係

TEL :099-286-3710

Email:[keikaku@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:keikaku@pref.kagoshima.lg.jp)

## 申請先一覧

区域区分	機関名称・連絡先
日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課建築係 (TEL)099-805-7336 (FAX)099-805-7389 (メール)kago-archi@pref.kagoshima.lg.jp
枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課建築係 (TEL)0993-52-1395 (FAX)0993-52-1371 (メール)minami-kenchiku@pref.kagoshima.lg.jp
阿久根市, 出水市, 薩摩川内市*, 薩摩郡, 出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課建築係 (TEL)0996-25-5292 (FAX)0996-25-5293 (メール)kita-kenchiku@pref.kagoshima.lg.jp
始良市, 霧島市*, 始良郡	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課建築係 (TEL)0995-63-8371 (FAX)0995-63-8345 (メール)airaisa-kenchiku@pref.kagoshima.lg.jp
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在道路グループ (TEL)0995-23-5155 (FAX)0995-23-5166 (メール)ookuchi-k-douro@pref.kagoshima.lg.jp
垂水市, 曾於市, 鹿屋市*, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課建築係 (TEL)0994-52-2188 (FAX)0994-52-2180 (メール)oosumi-kasen- kenchiku@pref.kagoshima.lg.jp
西之表市, 熊毛郡(屋久島町を除く)	熊毛支庁建設部建設課建築係 (TEL)0997-22-1867 (FAX)0997-23-1460 (メール)kumage-kentiku@pref.kagoshima.lg.jp
屋久島町	屋久島事務所建設課河川港湾第二係 (TEL)0997-46-2213 (FAX)0997-46-3049 (メール)yaku-kensetsu- kasenkouwan2@pref.kagoshima.lg.jp
奄美市, 大島郡(徳之島町, 天城町, 伊仙町を除く)	大島支庁建設部建設課建築係 (TEL)0997-57-7344 (FAX)0997-57-7362 (メール)oosima-k-kenchiku@pref.kagoshima.lg.jp
徳之島町, 天城町, 伊仙町	徳之島事務所建設課道路係 (TEL)0997-82-1251 (FAX)0997-83-3092 (メール)toku-kensetsu-douro@pref.kagoshima.lg.jp

※建築基準法第6条第1項第二号のうち木造で階数2以下かつ300㎡以下又は第三号に掲げる建築物等を除く。